

憲法改悪、教育基本法改悪に反対する連続講座のご案内

第2回

「日本国憲法の成立過程と天皇制」

講師：岩本勲さん（大阪産業大学・政治学）

日時：4月2日(日) 午後1時30分～4時30分(開場1時)

場所：エルおおさか 5階視聴覚室

会場費：700円

主催：アメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局

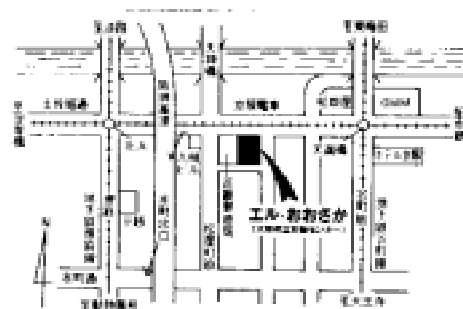
(1) メール問題で野党第一党の民主党が自滅し、政局は非常に危険な状況に立ち至りました。自民党と与党が今国会に提出しようとしている、憲法改悪のための国民投票法案、教育基本法改悪案について、いつ危険な状況になるか予断は許しません。

私たちは、日本国憲法と教育基本法の改悪を許さない闘いを構築するために、日本国憲法と教育基本法の根本的なところからつかみ取るために、連続的な学習会を開催したいと思います。

(2) 攻防の中心は言うまでもなく9条です。「二度と侵略国家にはならない。」 - - 加害国としてアジア民衆に対する不戦の誓いがこの憲法だったはず。また、9条改悪は、米国の「長期戦争」戦略とグローバル軍事介入に積極的に加担し、海外派兵を常態化し自衛隊を侵略部隊に変質させるためのものです。日本がグローバルな侵略国家として登場することなのです。様々な意味で9条は国際的意義を持つのです。

憲法9条は、反戦平和の「最大の砦」、侵略国家復活を阻止する「防波堤」です。改憲を阻止することで、軍国主義化・反動化にストップをかけなければなりません。

(3) 9条改憲の危険は、憲法の全面改悪との関係で捉えた時に、より深く理解することができます。侵略国家への道は言論弾圧や民主主義的諸権利の否定とワンセットであり、



アメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局

連絡先 〒580-0023 大阪府松原市南新町 3-3-28 阪南中央病院労働組合 気付

FAX 072-331-1919 TEL 090-5094-9483 (事務局) e-mail: stopuswar@jca.apc.org

9条改憲は国民主権や基本的人権の否定と不可分一体のものなのです。国民主権から国民の国家への従属へ。「伝統文化」重視の名の下での天皇と天皇制への敬愛と忠誠の強要へ。基本的人権から『公益』へ、権利保護規定から義務強制規定へ。政教分離原則から靖国参拝と政教分離の曖昧化へ。教育基本法での「愛国心」強制と教育の機会均等の破壊。労働者の権利の剥奪と労働基本権の否定。「家制度」の固定化、「家族の重視」。両性の平等からジェンダー軽視、女性の権利の否定へ。等々。

日本国憲法は、歴史的に形成された矛盾したものですが、それは世界的にも例を見ない平和主義的な原理を内包しています。それは全面的で体系的なものです。国民主権 - 戦争放棄 - 基本的人権が相互に関連し合っており、バラバラに解体できないものなのです。私たちは、現行憲法の平和主義的、民主主義的原則の全面的な擁護、徹底を主張します。

(4) 改憲を阻止するのは人民の運動です。制定後の米日の支配層による明文改憲策動を阻止してきたのは日本の人民運動です。私たちは、反戦平和運動、労働運動、環境保護運動や反原発運動等々、民主主義運動と勤労人民の運動全体にとって現憲法が持つ決定的な意義を強調しなければなりません。憲法の諸規定は、闘争の“テコ”、“武器”となってきたと同時に、それ自体が文字通り命や生活をかけた人民の闘いによって防衛されてきたものなのです。

講座の第2回目は政治学者の岩本勲さんに、日本国憲法の成立事情、特に天皇制が絶対主義的な制度から象徴主義的・立憲主義的な制度に転換した経緯に重点を置いてお話ししていただきます。そこに現在の憲法の本質がストレートに出ているが故に、その経緯を知るとはとても重要だからです。いかなる勢力、いかなる推進力が新憲法を生み出したのか。いかなる勢力、推進力が旧明治憲法の復活に固執したのか。敗戦当時の日本の国内的・国際的な情勢と力関係が憲法の中身にどのような形で表れたのか。そもそも天皇が絶対主義的な権限を持っていた明治憲法と新憲法とはどこがどう違うのか、等々を学びたいと思います。是非ご参加下さい。

なお、第3回以降の連続講座の内容は、以下のような内容を計画中です。

第3回 5月7日(日) 「基本的人権と憲法改悪～『公共の福祉』から『公益』へ」
弁護士 冠木克彦さん (エルおおさか 7階709号)

第4回 6月4日(日) 米国の「長期戦争」戦略、米軍再編、日米軍事一体化と憲法9条改悪
署名事務局 吉田正弘さん (場所未定)

2006年3月10日

アメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局